

論 文

デジタル時代におけるいわゆる「給与ファクタリング」に係る契約の法的性質について*

— 「給与ファクタリング」の経済的機能・「貸付け」該当性を踏まえて —

倉 重 八千代[†]

要 旨

本稿では、デジタル時代における我が国において、社会問題および法的問題として浮き彫りになった、いわゆる「給与ファクタリング」について、その契約の法的性質および貸金業法・出資法上の「貸付け」の該当性の有無を明らかにするために、その経済的機能、民法の債権譲渡・金銭消費貸借との関係等からこれを検討するものである。本稿の検討においては、最高裁判所や下級審裁判所の解釈、学説の見解、金融庁の考え方などを考察した。以上の検討を下に、一般に、給与ファクタリングは、形式的には債権譲渡（売買）であっても、賃金債権を担保に労働者が資金を調達しているといえ、給与ファクタリングに係る契約の法的性質は、実質的には、賃金債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、「貸付け」の該当性があるという結論を導き出し、また、今後の方向性と残された課題を示した。

はじめに

ファクタリング（factoring）の概念については諸説あるが、通説的な見解によれば、「ファクタリングとは、その固有の意義においては、特約した企業（クライアント）から、その企業の営業活動より発生する現在および将来の売掛債権を一括して買い取り、債権の管理・回収、継続的で回転的な金融の供与、取引先の信用調査、信用危険の引受その他事務処理の代行などを行なうファクターの業務」であると考えられている¹⁾。

不況の影響や新型コロナウイルス感染症がもたらした社会状況等を背景に、近年の我が国において、いわゆる「給与ファクタリング業者」と呼ばれる金融業者が、インターネット上の自社のホームページやSNS（Social Networking Service）などで、個人である労働者（以下、原

* 論文審査受付日：2023年6月19日、査読後掲載決定日：2023年7月12日

[†] 立教大学経済学部兼任講師、明治学院大学法学部准教授

1) 田邊光政『ファクタリング取引の法理論』（金融財政事情研究会、1979年）2頁。

則として、「労働者」という。)が、自己の使用者(債務者である勤務先等)に知られずに資金を調達できるメリットを表示・宣伝し、インターネットや電話や無料通信アプリなどを利用して労働者とやりとりを行い、当該労働者が自己の使用者に対して有する賃金債権(給与債権)²⁾を、給与支払期日前に、その額面額より低い額で買い取り、一定の手数料を徴収し、当該労働者に金銭を交付し、その後当該債権に係る金銭の回収を当該労働者を通じて行う、いわゆる「給与ファクタリング」という取引形態が現れるようになった。

しかし、このような給与ファクタリングを利用することにより、労働者が早期に資金を調達できたとしても、労働者は、給与ファクタリング業者から高額な手数料を徴収されることにより、結果として自己の資産が減少し資金繰りが悪化したり、返済資金を捻出することができず多重債務状態に陥り経済的にさらに困窮したり、厳しい取立てを受けて私生活の平穩を保てなくなったりするなど、給与ファクタリングに起因する様々なトラブルが全国的に拡大するようになった³⁾。このようなトラブルは、国会⁴⁾においても取り上げられるほどの社会問題となり⁵⁾、今日に至るまで、金融庁⁶⁾は、警視庁、消費者庁、国民生活センター、日本貸金業協会等と連携して、給与ファクタリングに関して注意喚起を行ってきた。

1. 問題の所在と本稿の目的

新しい取引形態である給与ファクタリングについては、上記の通り、実社会における問題のみならず、裁判上の争いも生じてきたのが現状である⁷⁾。例えば、賃金債権の譲受人である

2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)11条では、「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」と規定されているが、本稿における賃金とはこれらのうち、原則として、「賃金」または「給料」のことを意味するものとする。これに対し、本稿で取り上げる裁判事例や学説に合わせて、本文中で「給与」と記載することもある。

3) 新型コロナウイルス感染症拡大前から、既に、給与ファクタリングの被害についての新聞報道がなされていた(日本経済新聞2019年12月3日西部朝刊17頁など)。給与ファクタリングは、警察による取締りの対象となる場合もあり、最近では、出資法違反などの疑いについての新聞報道もなされていた(日本経済新聞2021年4月21日夕刊11頁など)。

4) 衆議院HPにおいて、丸山穂高衆議院議員によって提出された「ファクタリングの法規制に関する質問主意書」に対する当時の菅義偉内閣総理大臣の答弁書(内閣衆質202第17号:令和2年10月2日)が公開されている(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b202017.htm) (2023年12月8日:最終閲覧)。

5) 被害状況をレポートするものとして、小野仁司「全国ファクタリング被害ホットラインの結果報告」日弁連 消費者問題ニュース197号(2021年)1頁などがある。

6) 金融庁「ファクタリングの利用に関する注意喚起」(<https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>) (2023年12月8日:最終閲覧)。

7) もっとも給与ファクタリング取引自体は、金融庁の見解の公表(詳細は、3.2)、裁判所の判断、刑事摘発等の影響により行われなくなったようである。小林孝志「給与ファクタリング消滅後の状況」

給与ファクタリング業者が、譲渡人である労働者が期日までに支払をしないことから、当該譲渡人（労働者）から譲り受けた賃金債権の額面額およびこれに対する遅延損害金等の金銭支払を当該譲渡人に求めるのに対し、譲渡人である労働者が、譲受人である給与ファクタリング業者に当該給与ファクタリング取引は暴利行為であるとして、公序良俗（民法90条）に反して当該契約が無効となることなどを理由に、当該請求権は発生していないことはもとより、交付額の返還をも求めることができないということを主張したり、あるいは譲渡人である労働者が厳しい取り立てを受けたことによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払請求を給与ファクタリング業者に主張したりするといった形で争いが生じてきた⁸⁾。

金銭消費貸借契約の場合、当該契約は、「利息制限法」（昭和29年法律第100号）、「貸金業法」（昭和58年法律第32号）、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」という。）（昭和29年法律第195号）といった、いわゆる「貸金三法」の規制の対象となることがある。利息制限法は民事上の規制法であり、同法の適用のある「金銭を目的とする消費貸借における利息の契約」を対象に、元本の額に応じて、利率の上限が法定化され、その利息が、法定利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は、無効となる（利息制限法1条柱書き⁹⁾）。また、貸金業法は業規制法であり、例えば、同法の適用のある高金利を定めた金銭消費貸借契約は無効となる（貸金業法42条1項¹⁰⁾）。さらに、出資法は刑事上の規制法であり、同法の適用により、例えば、金銭の貸付けを行う者が、年109.5%（閏年は年109.8%）を超える割合による利息の契約をしたときは、刑事罰が科される（出資法5条1項¹¹⁾）。
それでは、このような給与ファクタリング取引に係る契約の法的性質とはいかなるものなの

現代消費者法49号（2020年）124頁においても指摘されている。しかし、依然として、裁判上の争いは続き、最近では、最決令和5年2月20日刑集77巻2号13頁がある（詳細は、2.3）。

8) 本稿で取り上げる東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁および令和3年1月26日金法2171号78頁の2つの事例（詳細は、2.1・2.2）以外の給与ファクタリングの事例として、①東京地判令和2年3月24日金法2153号72頁、②東京地判令和2年12月22日LEX/DB25587127、③東京地判令和3年2月9日（裁判所ウェブサイト）、④東京地判令和3年3月22日LEX/DB25589311、⑤熊本地判令和3年4月20日消費者法ニュース128号210頁、⑥東京地判令和3年7月27日LEX/DB25600615などがある。また、特定適格消費者団体によって提起された給与ファクタリングの事例として、⑦さいたま地判令和3年2月26日LEX/DB25590956などがある。さらには、刑事事件に発展したケースとして、⑧千葉地判松戸支判令和3年12月9日LEX/DB25591696などもある。

9) 具体的には、①元本の額が10万円未満の場合は、年20%（利息制限法1条1号）、②元本の額が10万円以上100万円未満の場合は、年18%（同条2号）、③元本の額が100万円以上の場合は、年15%（同条3号）が上限金利であり、その超過部分は、無効となる（利息制限法1条）。

10) 具体的には、貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約において、年109.5%（閏年は、年109.8%）を超える割合による利息の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効となる（貸金業法42条1項）。

11) 例えば、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されている（出資法5条1項）。

か。また、給与ファクタリング取引に、貸金業法や出資法上の「貸付け」の該当性があるといえるのはどのような場合であろうか。貸金業法や出資法は、いわゆる高金利を取り締まり健全な金融秩序の保持に資すること等を制度趣旨とし、金銭の貸付けを業として行う者が、所定の割合を超える利息の契約をしたり、あるいは、これを超える利息を受領したりする行為などを規制している。そして、貸金業法は、規制対象となる「貸付け」に、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。」(貸金業法2条1項)ということを含め、また、出資法は、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は授受は、金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。」(出資法7条)ということを含めて定めている。このことから、どのような場合に、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」(貸金業法2条1項および出資法7条)となり、当該取引に「貸付け」の該当性があるといえるのかが問題となることがあるのである。

このような問題が生じ、給与ファクタリングに対する裁判所の見解や学説が徐々に蓄積されつつあるものの現段階においては、給与ファクタリングに係る契約について鳥瞰的に法的分析を行った先行業績はほとんど見当たらない状況にある¹²⁾。特に、法理論面において、給与ファクタリングに係る契約の法的性質をいかに解釈すべきなのかについての問題を扱うことの意義は、ケースによっては、当該給与ファクタリング取引が金銭消費貸借契約または「貸付け」に該当し、いわゆる「貸金三法」の適用対象となると判断できる場合、あるいは、当該契約が公序良俗(民法90条)違反により無効となると判断できる場合、それによって、労働者や個人消費者の保護が図られる可能性が導き出される点にある。さらには、このような給与ファクタリングに係る契約の法的性質や「貸付け」の該当性に関する議論は、給与ファクタリング以外の資金調達のための取引に関する議論においても共通する点がある可能性があり、本稿において、このような問題を取り扱うことは重要であり急務であると思われる。

そこで、本稿では、このような給与ファクタリングに係る金銭支払請求事件を契機に、ファクタリングおよび貸金債権譲渡契約の法理論に関する問題の一つとして、給与ファクタリングを取り上げ、従来のファクタリングおよび貸金債権譲渡の議論を踏まえつつ、給与ファクタリングに係る契約の法的性質および「貸付け」の該当性についての問題を検討し、今後の法解釈の方向性およびその判断要素を明らかにすることを目的とする。

本稿の検討の順は、以下のとおりである。まず、次の2. では、本稿の検討をなす契機となった、①東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁、②令和3年1月26日金法2171号78頁、③最決令和5年2月20日刑集77巻2号13頁の3つの事案の概要、判旨、理論構成を確認し、検

12) 例えば、前払式二者間ファクタリングに関する研究においては、堀川信一「『前払式二者間ファクタリング』に対する貸金3法の適用の可否」大東文化大学法政学会 大東法学30巻1号(2020年)133頁以下などがある。

討・分析を行う。上記3件は、給与ファクタリングをめぐる、給与ファクタリング業者と労働者との間の取引に関して、裁判所が見解を明らかにしたものであり、この問題について、近時の重要な事例として位置付けられる¹³⁾。3. では、給与ファクタリングに係る契約の法的性質および「貸付け」の該当性を考察するために、債権譲渡（売買）と消費貸借の違い、また、賃金債権の譲渡と労働基準法24条1項（賃金直接払の原則）との関係を明らかにした最高裁昭和43年3月12日民集22巻3号562頁、金融庁の考え方、我が国における従来のファクタリングに関する学説等を中心に考察・検討する。4. では、給与ファクタリングの資金の回収を含めた資金移転のシステムに着目し、譲渡制限特約付債権の譲渡における資金の回収との関係について明らかにする。これらの考察・検討を踏まえて、5. では、総合的な検討・分析を行い、給与ファクタリングの法的性質や「貸付け」の該当性の問題に関する今後の法解釈の方向性およびその判断要素を明らかにし、最後に、まとめと残された課題を指摘したい。

2. 給与ファクタリングに関する事例¹⁴⁾

2.1 東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁¹⁵⁾

(1) 事 実

平成31年3月、労働者であるY（被告）が、債権の買取り業等を目的とする株式会社X（原告）のインターネット上のウェブサイトの問合せフォームを利用して、同月11日に、Xとの間で、Yの使用者に対する給与債権をXが買い取る取引についての基本契約を締結し、同月15日を弁済期とするYの同年2月分の給与債権のうち7万円をXが4万円で買い取り（本件債権譲渡契約）、XがYの預金口座に振込手数料を控除した3万9,676円を振り込むことにより、金銭を交付した。同月16日、XはA（Yの使用者）に本件債権譲渡通知をしたが、Aは、給与はYに直接全額支払うと回答した。その後、YがXに対し、4万5,000円を支払ったが、XがYに対してX・Y間の本件債権譲渡契約においては、Yが譲渡に係る給与債権の支払を受けた場合、Yが額面額（譲渡された給与債権に相当する額）を支払って譲渡債権を買い戻すことに合意していたと主張し、譲渡した給与債権の買戻合意に基づく買戻金請求として、あるいは、同債権につき債務者から受領した給与金の引渡請求として、額面額から弁済済みの金額を

13) 末川民事法研究会「2021年判例回顧と展望 民法」法時94巻7号（通巻1178号）（2022年）71頁（川上生馬）においても、上記①および②の両判決について、「今後の給与ファクタリング契約の有効性を考えるにあたり、注目すべき事案であるといえる。」と評価されている。

14) 上記①～③の3件の事例について、判決（決定）文が長文であり、紙面に量的制限があるため、本稿では、一部のみを引用した。

15) 本件は、東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁（令和1年（ワ）第26580号）である。同日には、別の給与ファクタリングに関する判決である、東京地判令和2年3月24日金法2153号72頁（令和1年（ワ）第28074号）がある。

差し引いた残額2万5,000円およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた。これに対してYは、本件取引は暴利行為であって無効であると主張した。

(2) 判 旨

「本件取引のような給与ファクタリングの仕組みは、経済的には貸付けによる金銭の交付と返還の約束と同様の機能を有するものと認められ、本件取引における債権譲渡代金の交付は、『手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法』による金銭の交付であり、貸金業法や出資法にいう『貸付け』に該当する。……Xは、業として『貸付け』に該当する給与ファクタリング取引を行う者であるから、貸金業法にいう貸金業を営む者に当たる。……そして、Xが支払を請求する本件取引について、貸金業法ないし出資法の定める計算方法により年利率を計算すると、……年1840%を超える割合による利息の契約をしたことが認められる。これは、貸金業法42条1項の定める年109.5%を大幅に超過するから、本件取引は同項により無効であると共に、出資法5条3項に違反し、刑事罰の対象となるものである。」

(3) 本判決の理論構成と特徴

1) 本件契約の法的性質と「貸付け」該当性について

東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁（以下、「東京地裁令和2年3月24日判決」と記す。）の理論構成の第一の特徴は、同判決が、本件給与ファクタリング取引の法的性質をストレートには金銭消費貸借契約であると解しなかった点である。つまり、同判決は、「金銭消費貸借契約とは異なる種類の契約方法が用いられている場合」を想定し、本件取引における債権譲渡代金の交付が、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」（貸金業法2条1項および出資法7条）の「これらに類する方法」による金銭の交付に該当するか否かを検討し、本件取引のような給与ファクタリングの仕組みが、経済的には「貸付け」による金銭の交付と返還の約束と同様の機能を有することを認め、本件取引における債権譲渡代金の交付が、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」による金銭の交付であり、貸金業法や出資法上の「貸付け」に該当し、Xは、業として「貸付け」に該当する給与ファクタリング取引を行う者であるから、貸金業法上の「貸金業を営む者」に該当すると判断した点に特徴がある。

同判決は、上記の検討にあたって、主として、①労働基準法（昭和22年法律第49号）24条1項の趣旨から、Xのように、労働者である顧客から給与債権を買い取って金銭を交付した業者は、常に当該労働者を通じて譲渡に係る債権の回収を図るほかになく、「このような給与ファクタリングを業として行う場合においては、業者から当該労働者に対する債権譲渡代金の交付だけでなく、当該労働者からの資金の回収が一体となって資金移転の仕組みが構築されている」こと、②給与債権の「不払の危険は被用者である債権譲渡人の破綻の危険と比べて極めて小さい」こと、③「実態としても被用者に対する通常金銭消費貸借による貸付けとは異なる危険を負担しているとはいえない」ことなどを挙げ、このような判断要素を明らかにした点に意義があるといえる。

2) 本件契約の有効性について

第二の特徴として、同判決が、上記の判断を下に、本件取引について、貸金業法ないし出資法の定める計算方法により年利率を計算すると、Xは、年1840%を超える割合による利息の契約をしたことが認められるとし、「これは、貸金業法42条1項の定める年109.5%を大幅に超過するから、本件取引は同項により無効であると共に、出資法5条3項に違反し、刑事罰の対象となるものである」と判断することにより、本件給与ファクタリング取引が無効であることを明らかにした点が挙げられる。

以上により、本判決は、「X・Y間の本件取引が有効であることを前提として、譲渡債権に係る給与を受領したYに対して、譲渡債権の額面額を支払う合意の履行を求めたり、譲渡債権の額面額を不当に利得したとして、不当利得の返還を求めるXの請求は、その前提を欠くものであって、理由がない」としたのである¹⁶⁾。

(本稿では、本事件の判決文中の原告をX、被告をYと記した。)

2.2 東京地判令和3年1月26日金法2171号78頁

(1) 事 実

令和元年7月、給与所得者であるY(被告)が、インターネット上の自社のホームページで、給与ファクタリングを宣伝していた債権の買取り業(ファクタリング業)等を営む株式会社X(原告)との間で、Yの勤務先に対して有する給与債権を、Xが買い取るなどの取引についての基本契約書を作成し、Yの8月分の給与債権のうち10万円分をXに6万円で売却する申込みをし、Xがこれに承諾し(本件契約)、Yの預金口座に振込手数料を控除した5万9,676円を振り込むことにより、金銭を交付した。その後、YはXには一切支払わず、Yの同月分の給与は支払済みであったことなどから、XがYに対し、債権譲渡契約に由来する受取物引渡請求権に基づくものとして、10万円およびこれに対する遅延損害金の支払を求めたのに対し、Yは、本件契約が実質的には金銭消費貸借契約であり、しかも著しく違法性が強い暴行行為で公序良俗に反するから、債権譲渡契約に基づく請求権が発生しないことはもとより、貸金や不当利得として交付額の返還を求めることもできないと主張した。

(2) 判 旨

「本件契約が金銭消費貸借契約である以上、債権譲渡契約を根拠としてYが回収した本件給与債権の額面に相当する10万円の支払をYに対して求めるXの請求(債権譲渡契約に由来す

16) 東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁の評釈として、橋本陽子「給与ファクタリングと労基法24条1項—給与ファクタリング事件」ジュリスト1550号(2020年)4頁がある。また、東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁および東京地判令和2年3月24日金法2153号72頁の評釈として、深川裕佳「いわゆる給与ファクタリングの法的性質と貸金業法・出資法の適用」私法判例リマークス64号(2022年〈上〉)民法5債権(2022年)22頁などがある。

る受取物返還請求権)はそもそも成立し得ない……貸金業法及び出資法上の規制利率である年109.5%の7倍以上にも達する年800%を超える著しく高金利を定めた金銭消費貸借契約は、貸金業法42条1項により契約自体が当然無効となるのみならず、その合意自体が強度の違法性を帯びており、公序良俗違反の程度が甚だしいものであるといわなければならない。そうすると、本件契約においては、金銭消費貸借契約としてXがYに対して利息を含む貸付金の支払を求めることは当然許されないし、仮にXがYに交付した貸付金元本を不当利得として返還を求めようとする場合であっても、XのYに対する6万円の交付は不法原因給付(民法708条本文)となるから、不当利得返還請求権の行使も許されないことは明らかである。」

(3) 本判決の理論構成と特徴

1) 本件契約の法的性質と「貸付け」該当性について

東京地判令和3年1月26日金法2171号78頁(以下、「東京地裁令和3年1月26日判決」と記す。)の理論構成の第一の特徴は、同判決が、当該給与債権の回収の場面における想定は、「法形式としては債権譲渡(売買)の形態」を採っているとしつつも、「本件契約は、実質的にはXとYの二者間における給与債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、貸金業法上の『貸金業』を営む者が行う『貸付け』に該当する」と解し、本件給与ファクタリングに係る契約につき、その法的性質を決定し、「貸付け」の該当性を認めた点にある。

そして、このような判示において、本判決は、本件契約の実質的には金銭消費貸借取引との類似性を示す判断要素として、①上記回収の場面における想定が、「実際には給与債権の譲渡人と譲受人の二者間でのみ金銭の移転(給与債権の買取金額の支払及び当該給与債権の弁済金の譲受人への交付)が発生し、譲渡人が資金を拠出して譲り受けた給与債権の回収を労働者である譲渡人を通じて行うことを当然に予定する仕組みとなっている」こと(要素①)、②Xと取引をした労働者が、所定の債権譲渡通知期限到来前に、「給与債権の買戻しを事実上強制される立場に置かれている」こと(要素②)を明らかにした点に意義があるといえる。

本判決は、これらの実質的には金銭消費貸借取引に類似する要素に鑑みて、「Xにおける給与債権を事実上の担保とした金銭の交付は、経済的機能として、Xの労働者に対する給与債権の譲渡代金の交付と、当該労働者からの資金の回収とが不可分一体となった資金移転の仕組みが構築されたものと捉えることができるから、『売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付』に相当し、貸金業法上の『貸付け』に該当する」とし、また、Xは、業として「貸付け」を行っており、「貸金業」に該当することを認め、本件契約は実質的にはX・Yの二者間の「給与債権を担保とした金銭消費貸借契約」であり、貸金業法上の「貸金業」を営む者が行う「貸付け」に該当すると解した。

以上により、本判決は、「本件契約が金銭消費貸借契約である以上、債権譲渡契約を根拠としてYが回収した本件給与債権の額面に相当する10万円の支払をYに対して求めるXの請求(債権譲渡契約に由来する受取物返還請求権)はそもそも成立し得ない」としたのである。

2) 本件契約の有効性について

第二の特徴として、本判決が、本件契約は、貸金業法上の「貸金業」の一環として行われた「貸付け」であるとし、これを金銭消費貸借取引に置き換えて、本件給与ファクタリングに係る契約の有効性について判断した点が挙げられる。つまり本判決は、YがXに対して本件給与債権の買戻代金として支払うことになる額面に相当する10万円とその買取代金等の差額を貸付金の利息とみてこれを年利率に換算し、貸金業法および出資法上の規制利率年109.5%の7倍以上にも達する年800%を超える著しく高金利を定めた金銭消費貸借契約は、貸金業法42条1項により、契約自体が当然無効となるとしたのである。

さらに、第三の特徴として、本判決が、その合意自体が強度の違法性を帯び、公序良俗違反の程度が甚だしいことも挙げ、本件契約においては、金銭消費貸借契約としてXがYに対して利息を含む貸付金の支払を求めることは当然許されず、仮に、XがYに交付した貸付金元本を不当利得として返還請求しようとする場合であっても、「XのYに対する6万円の交付は不法原因給付（民法708条本文）となるから、不当利得返還請求権の行使も許されない」とした点が挙げられる¹⁷⁾。

（本稿では、本事件の判決文中の原告をX、被告をYと記した。）

2.3 最決令和5年2月20日刑集77巻2号13頁

その後、刑事事件ではあるが、最決令和5年2月20日刑集77巻2号13頁（以下、「最高裁令和5年2月20日決定」と記す。）が、最高裁として初めて給与ファクタリングに関する貸金業法および出資法の適用についての判断を行った。

(1) 事 実

株式会社Aの名称で、「給料ファクタリング」と称する取引を行っていた被告人が、無登録で、業として、令和2年3月13日から同年7月27日までの間、969回にわたり、合計504名の顧客に対し、口座に振込送金する方法により、金銭を貸し付け、また、業として金銭の貸付けを行うに当たり、同年3月31日から同年8月4日までの間、33回にわたり、前記株式会社A名義の普通預金口座に振込送金で受け取る方法により、前記顧客のうち8名から、利息を受領したところ、被告人は、貸金業法違反（同法47条2号、11条1項、3条1項）、出資法違反（同法5条3項後段）で起訴された。

17) 東京地判令和3年1月26日金法2171号78頁の評釈として、拙稿「いわゆる『給与ファクタリング』に係る契約の法的性質と有効性」新・判例解説 Watch31号（2022年）79頁、金安妮「いわゆる給与ファクタリングの法的性質＜最新裁判例研究／民法＞」法セミ815号（2022年）120頁、窪幸治「給与ファクタリングの私法上の性質を明らかにした事例（東京地判令3・1・26）＜判例研究＞」現代消費者法58号（2023年）121頁などがある。

(2) 決定要旨

「本件取引に基づく金銭の交付は、それが、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、また、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたとしても、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる。……このような事情の下では、本件取引に基づく金銭の交付は、貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう『貸付け』に当たる。」

(3) 本決定の理論構成の特徴

最高裁令和5年2月20日決定は、本件取引に基づく金銭の交付が、貸金業法2条1項と出資法5条3項の「貸付け」に該当するものと判断するに際し、下記の2点を考慮したことが特徴的である。つまり、本決定が、「本件取引で譲渡されたのは貸金債権であるところ、労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に貸金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同項が適用され、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない、その貸金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない……ことから、被告人は、実際には、債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかったものと認められる」として、労働基準法24条1項の趣旨から、被告人は、実際には、顧客から資金を回収するほかなかったことを考慮した点である。そして、第二に、本決定が、「顧客は、貸金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかったものと認められる」として、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、顧客自らが債権を買い戻さざるを得なかった実情を考慮した点である¹⁸⁾。

2.4 分析と検討

東京地裁令和2年3月24日判決および東京地裁令和3年1月26日判決の両判決の事案は、給与ファクタリング取引において、給与ファクタリング業者が、労働者（顧客）から給与債権の譲渡を受け、当該譲渡人の労働者（顧客）に対し、当該契約に基づく譲渡に係る給与債権の額面額に相当する金銭（ないし、額面額から弁済金を差し引いた残額）の支払を請求したものである。両判決は、それぞれの当該給与ファクタリング取引ないし当該契約に基づく債権譲渡代金（金銭）の交付については、貸金業法上の「貸金業」を営む者が行う業としての「貸付け」（貸金業法2条1項本文）に該当すると解する一方で、当該給与ファクタリングに係る契約の有効性を否定し、給与ファクタリング業者の主張を認めなかった判断結果となった点で共通す

18) 最決令和5年2月20日刑集77巻2号13頁の評釈として、高松志直「給与ファクタリングに関する貸金業法および出資法の適用」金法2210号（2023年）68頁、石田剛「債権譲渡の対価としてされた金銭の交付が貸金業法2条1項と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項にいう『貸付け』に当たるとされた事例」法教514号（2023年）119頁などがある。

るといえる。

他方で、両判決の判断理由については若干の差異が生じている点がある。

第一に、給与ファクタリング業者の主張に関する支払請求権の法的根拠についてである。東京地裁令和2年3月24日判決は、労働基準法24条1項の趣旨に徴し、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同条が適用され、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない、労働者の給与債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることが許されないこと（最高裁昭和43年3月12日民集22巻3号562頁・退職金請求事件：詳細は、3.1）を根拠に、「給与債権の譲受人が譲渡人に対して、譲渡された給与債権の受領について不当利得として額面額の返還を求め得る可能性」があることを示唆しつつも、年1840%を超える割合による本件利息の契約は、貸金業法42条1項の定める年109.5%を大幅に超過することから、本件取引は同項により無効であるとした。さらに、本判決は、本件取引は出資法5条3項に違反し、刑事罰の対象となるものであるとし、これらの結果として、本件においては、X（給与ファクタリング業者）とY（労働者）との間の「本件取引が有効であることを前提として、譲渡債権に係る給与を受領したYに対して、譲渡債権の額面額を支払う合意の履行を求めたり、譲渡債権の額面額を不当に利得したとして、不当利得の返還を求めるXの請求は、その前提を欠くものであって、理由がない」とした。

これに対し、東京地裁令和3年1月26日判決は、貸金業法42条1項、出資法5条3項の規定に照らし、年800%を超える著しく高金利を定めた金銭消費貸借契約について、「本件契約においては、金銭消費貸借契約としてXがYに対して利息を含む貸付金の支払を求めることは当然許されないし、仮にXがYに交付した貸付金元本を不当利得として返還を求めようとする場合であっても、XのYに対する6万円の交付は不法原因給付（民法708条本文）となるから、不当利得返還請求権の行使も許されないことは明らかである」という結論を導いた。もっとも、本判決は、債権譲渡契約に由来する受取物返還請求権を有するとのX（給与ファクタリング業者）のY（労働者）に対する主張（債権譲渡契約を根拠としてYが回収した本件給与債権の額面に相当する10万円の支払をYに対して求めるXの請求）に関する支払請求権の法的根拠について、これを「どのように構成したとしても、その権利行使が認められる余地はなく、Xの請求におよそ理由がない」と判示するとどまり、東京地裁令和2年3月24日判決の見解ほどは明確ではないように捉えられる。

第二に、買戻しについての見解である。東京地裁令和2年3月24日判決は、Yが譲渡に係る給与の支払を受けた場合、譲渡債権は弁済によって消滅しているから、買戻しの対象となる債権は存在しないと、「単に、Yが給与の支払を受けた場合には、額面額をXに支払うことを約していたということにほかならない」とした。その上で、「Xの主張する買戻し合意を、Yが譲渡に係る給与の支払を受けた場合にYが譲渡債権の額面額を支払う合意と解すれば、Xは、上記支払合意に基づく請求をしているものと解することができる」とした。

これに対し、東京地裁令和3年1月26日判決は、Xを利用して給与債権を現金化した給与所得者は、所定の債権譲渡通知期限の到来前に給与債権の買戻しを事実上強制される立場に置かれているとし、「通知期限前に労働者が給与債権の弁済を受けていた場合、法的には弁済により既に消滅した譲渡に係る給与債権を買い戻す余地は消失している」としつつも、給与債権の額面相当額の事実上の支払強制を重視し、「経済的にはこうした場面も譲渡に係る給与債権の買戻しと同視して差し支えない」とした。このように両判決の買戻しに対する見解は異なる点があると考えられ、支払義務（支払強制）を構成する可能性のある買戻しについて、東京地裁令和2年3月24日判決は、これを厳格に解しているのに対し、東京地裁令和3年1月26日判決は、通知期限前に労働者が給与債権の弁済を受けていた場合も、経済的には譲渡に係る給与債権の買戻しと同視して差し支えないとしている点からも、買戻しの概念を広く解しているように捉えられる。

第三に、当該給与ファクタリング取引ないし当該契約に基づく債権譲渡代金（金銭）の交付に対する貸金業法や出資法上の「貸付け」の該当性についての理論構成である。東京地裁令和2年3月24日判決は、貸金業法2条1項、出資法7条による規制の立法趣旨から、「金銭消費貸借契約とは異なる種類の契約方法が用いられている場合であっても、金銭の交付と返還約束を主たる内容とするもの、すなわち、契約の一方当事者の資金需要に応えるため、一定期間利用後の返済を約して他方当事者が資金を融通することを主目的とし、経済的に貸付けと同様の機能を有する契約に基づく金銭の交付」については、前記各条の規制対象となる「金銭の貸付け」に含まれる「これらに類する方法」に該当するとした。その上で、本件取引のような給与ファクタリングの仕組みは、上記のとおり、①貸金直接払の原則（労働基準法24条1項）との関係から、業者から当該労働者に対する債権譲渡代金の交付だけでなく、当該労働者からの資金の回収が一体となって資金移転の仕組みが構築されていること、②給与債権については債務者である使用者の破綻等による不払リスクが債権譲渡人の破綻リスクと比べて極めて小さいこと、また、③使用者が破綻するような事態が生じたときには「そもそも被用者からの回収も見込めなくなるから、実態としても被用者に対する通常金銭消費貸借による貸付けとは異なる危険を負担しているとはいえない」ことに着目し、「本件取引のような給与ファクタリングの仕組みは、経済的には貸付けによる金銭の交付と返還の約束と同様の機能を有するもの」とし、本件取引における債権譲渡代金の交付は、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」による金銭の交付であり、貸金業法や出資法にいう「貸付け」に該当するという構成をとる。

これに対し、東京地裁令和3年1月26日判決は、本件契約の実質的には金銭消費貸借取引に類似する次の2つの要素を明らかにし、これらを考慮しつつ判断をしている。つまり、貸金直接払の原則との関係から、回収の場面における想定が、①「譲り受けた給与債権の回収を労働者である譲渡人を通じて行うことを当然に予定する仕組みとなっている」こと（要素①）、そして、給与債権の譲渡通知までにYが本件給与債権を額面額10万円で買い戻すことを検討す

ることのX・Y間の合意に着目し、②給与ファクタリング取引をした労働者が、所定の債権譲渡通知期限到来前に、「給与債権の買戻しを事実上強制される立場に置かれている」こと（要素②）を考慮している。そして、本判決は、「Xにおける給与債権を事実上の担保とした金銭の交付は、経済的機能として、Xの労働者に対する給与債権の譲渡代金の交付と、当該労働者からの資金の回収とが不可分一体となった資金移転の仕組みが構築されたものと捉えることができる」ことから、「売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」に相当するとし、貸金業法上の「貸付け」に該当するとし、さらに重ねて、「本件契約は、実質的にはXとYの二者間における給与債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、貸金業法上の『貸金業』を営む者が行う『貸付け』に該当する」とし、本件契約の性質を「給与債権を担保とした金銭消費貸借契約」であると示唆して、これを金銭消費貸借取引に置き換えた上で、本件契約の有効性について判断するという構成をとる。

ファクタリング取引が直ちに金銭消費貸借契約の法的性質を有するものであったり、その効果が無効となったりするわけではないが、以上のように、東京地裁令和2年3月24日判決が、本件のような給与ファクタリングに係る契約について、その法的性質および有効性の基本的判断枠組み、貸金業法、出資法の適用可能性について明らかにした一方で、東京地裁令和3年1月26日判決が、買戻しの概念を柔軟に捉え、その法的性質を「給与債権を担保とした金銭消費貸借契約」と解し、当該給与ファクタリング取引を金銭消費貸借取引に置き換えて、本件契約の有効性について判断した点においては、東京地裁令和2年3月24日判決よりも一歩踏み込んだ理論構成による判断をしているように捉えられる¹⁹⁾。

そして、さらに、最高裁令和5年2月20日決定が、労働基準法24条1項の趣旨および債権譲渡通知留保の実態を考慮し、「実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる」とし、実質的な機能を重視して、本件取引による金銭の交付につき、「貸付け」の該当性（貸金業法2条1項と出資法5条3項）を認めた。本決定は、基本的には、給与ファクタリングの貸金業法および出資法の適用の有無に係る問題を扱った下級審裁判例や、金融庁の見解（詳細は、3.2）と整合性を保つ理論構成となった。

3. 給与ファクタリングに係る契約の法的性質および「貸付け」該当性についての議論

3.1 賃金債権の性質と譲渡性について

(1) 売買と消費貸借

一般には、ファクタリングには債権を譲渡することによる債権の買取りの機能があり、その性質は、売買であると解されているが、契約の形式ではなく、取引の実質や機能を重視して、

19) その後の熊本地判令和3年4月20日消費者法ニュース128号210頁（前掲注8⑤）は東京地裁令和3年1月26日判決の理論構成により近いものと思われる。

金銭消費貸借・貸付けとして貸金三法の適用の余地がある場合があると思われる。両者の制度の概要は、以下の通りである。

売買は、売主がある財産権を買主に移転することを約し、買主がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる（民法555条）。また、売掛債権等の一般的な債権の譲渡の場合、債権の譲渡人が債務者に通知をし、または債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない（民法467条1項）。そして、このような債権譲渡通知以降、債権の譲渡人は債務者に対し、当該債権に基づく権利を主張することができなくなり、債務者が譲渡人に弁済した場合でも、原則として当該弁済は譲受人との間では効力を生じないため、債務者は譲受人に再度弁済しなければならないこととなる²⁰⁾。これに対し、要物契約としての消費貸借は、借主が目的物と種類・品質・数量の等しい物をもって返還することを約して（返還合意）、貸主から目的物を受け取ることによって、その効力を生ずる（民法587条）。また、諾成的消費貸借は、貸主が、目的物を引き渡すことを約し、借主が目的物と種類・品質・数量の等しい物をもって返還することを約して（返還合意）、この合意を書面によってすることにより（要式）、その効力を生ずる（民法587条の2）。

（2）最高裁昭和43年3月12日民集22巻3号562頁の判断

給与ファクタリング取引の一番の特質は、取引の目的となる債権が貸金債権である点にある。そして、貸金債権の譲渡の場合、労働者の貸金債権が譲渡され、債務者（使用者）が、譲渡人（労働者）からその旨の通知を受けたとしても、最高裁昭和43年3月12日民集22巻3号562頁（いわゆる「日本電信電話公社事件」、以下、原則として、「最高裁昭和43年3月12日判決」と記す。）により、労働基準法24条1項本文（「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」）との関係から、債務者である使用者は、譲受人ではなく譲渡人である労働者に対して直接賃金を支払わなければならない。その結果として、譲受人は譲渡人に対して貸金債権の支払を請求することとなる。つまり、最高裁昭和43年3月12日判決によれば、労働者保護（「使用者たる賃金支払義務者に対し罰則をもってその履行を強制」すること）を趣旨とする労働基準法24条1項本文により、「賃金は、直接労働者に対して支払われることが原則（賃金直接払の原則）」となる。

最高裁昭和43年3月12日判決は、当時の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づいて支給される退職手当の受給権の譲渡性およびその支払をめぐる争いになった事案において、「労働基準法24条1項が『賃金は直接労働者に支払わなければならない。』旨を定めて、使用者たる賃金支払義務者に対し罰則をもってその履行を強制している趣旨に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に貸金債権を他に譲渡した場合においても、その支払について

20) 金法2153号（2021年）66頁右段、判時2470号（2021年）48頁のコメント欄においてもこの点が指摘されている。

はなお同条が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、したがって、右賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないものと解するのが相当である。そして、退職手当法による退職手当もまた右にいう賃金に該当し、右の直接払の原則の適用がある」と解し、本件退職手当金の支払については、労働基準法24条1項本文の規定が適用される結果、X（原告・控訴人・上告人）において、A（譲渡人）のY公社（被告・被控訴人・被上告人）に対する退職手当の受給権を譲り受けたとしても、Y公社に対し直接その支払を求めることは許されないとした原審の判断は、結論において正当であるとしたのである。

最高裁昭和43年3月12日判決が判示したように、労働基準法24条1項本文（賃金直接払の原則）の適用により、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、使用者はなお労働者に直接賃金を支払わなければならない。また、労働基準法24条1項本文との関係から、賃金債権の譲受人は、使用者に対してその支払を求めることができない。このため、賃金債権の譲受人は、常に譲渡人（労働者）を介して譲り受けた債権の回収をしなければならないこととなり、賃金債権の譲受人の請求の相手方は、譲渡人（労働者）に限られることとなる²¹⁾。

給与ファクタリング取引においても、労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、最高裁昭和43年3月12日判決の射程は及ぶものと考えられ、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権が譲渡された場合においても、その支払については同条が適用されることになる。よって、譲渡人（労働者）の使用者は直接当該労働者に対して賃金を支払わなければならない、賃金債権の譲受人（給与ファクタリング業者）は自ら使用者（譲渡人の使用者）に対してその支払を求めることが許されないことになるといえよう。

3.2 貸金業法上の「貸付け」の該当性について

(1) 金融庁の考え方について

貸金業者を監督する金融庁は、令和2年2月28日付をもって受けた、「照会に係るスキーム（個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと。）」を業として行うものが、貸金業法2条1項に定める「貸金業」に該当するかどうか、という論点に対して、令和2年3月5日付けの金融庁監督局総務課金融会社室長名の「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」（以下、原則として、「金融庁『回答書』」と記載する。）において、その考え方を明らか

21) 賃金は労働者の生活の糧であることから、労働者の賃金債権の確保のための様々な制度が用意されている。例えば、破産法上、破産手続において、破産手続開始前3月間の破産者の使用人の給料請求権については、財団債権（破産法149条1項）となり、それ以前の給料請求権は、優先的破産債権（同法98条1項）となり保護される。

にし、金融庁 HP 上において回答文書を公表した²²⁾。その後、金融庁「回答書」は、給与ファクタリング取引における「貸付け」の該当性を検討するに当たり、大きな示唆を与えているものといえる。その考え方の概要は、以下の通りである。

「個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権について、労働者が賃金の支払を受ける前にそれを他に譲渡した場合においても、その支払については労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、したがって、その賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないとの同法の解釈を前提とすると、照会に係るスキーム（個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと。）においては、いかなる場合であっても賃金債権の譲受人が自ら使用者に対してその支払を求めることはできず、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることとなると考えられる。

そのため、照会に係るスキームにおいては、賃金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、賃金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の『手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法』に該当すると考えられる。

したがって、照会に係るスキームを業として行うものは、同項の『貸金業』に該当すると考えられる。」

他方で、金融庁は、「ファクタリングの利用に関する注意喚起」（以下、原則として、「金融庁・注意喚起」と記す。）において、「ファクタリングとして行われる取引であっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものは、貸金業に該当するおそれ」があるとし、事業者向けファクタリングについても注意喚起を行っている²³⁾。さらに、金融庁は、「『給与ファクタリング』などと称して、業として、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うことは、貸金業に該当」するとし、「給与ファクタリング」という手法で、貸金業者としての登録を受けずに業として個人に貸付けを行う者を利用しないよう注意喚起を行っている²⁴⁾。そして、給与ファクタリングにかかわらず、貸金業登録を受けていない者が、ファクタリングを装って、業として、貸付け（債権担保貸付け）を行っている疑いのあるケースとして、「ファクタリン

22) 金融庁「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）（令和2年3月5日）」
(<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>) (2023年12月8日：最終閲覧)。

23) 金融庁・前掲注(6)「ファクタリングの利用に関する注意喚起」。

24) 金融庁・前掲注(6)「ファクタリングの利用に関する注意喚起」。

グ業者から受け取る金銭（債権の買取代金）が、債権額に比べて著しく低額である」ケースを挙げ、また、「貸金業」に該当するおそれがあるものとして、「ファクタリングとして行われ、契約書に『債権譲渡契約（売買契約）』であることが定められた取引であっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなもの」を挙げている²⁵⁾。例えば、「譲渡した債権の回収（集金）がファクタリング業者から売主に委託されており、売主が集金できなかった場合」において、a.「売主が債権を買い戻すこととされている」ものや、b.「売主自身の資金によりファクタリング業者に支払をしなければならないこととされている」ものなどである²⁶⁾。

（2）日本弁護士連合会および日本司法書士会連合会の見解

日本弁護士連合会は、「いわゆる『給与ファクタリング』と称するヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明」（2020年（令和2年）5月22日）を發出し、金融庁および警察庁その他関係行政機関に対し、給与ファクタリング業者の取締りを徹底するよう求めた²⁷⁾。同会長声明は、金融庁「回答書」（令和2年3月5日）の見解と基本的に同様の立場を採っているといえる。

その後、日本司法書士会連合会は、「給与ファクタリングを貸金業法等の違反とした最高裁判決を受けての会長声明」（2023年（令和5年）3月10日）を發出し、最高裁令和5年2月20日決定を支持し、また、「事実上の貸付けにあたる貸金業法及び出資法に違反した取引については、決して許されるものではなく、規制するための法律の制定やガイドラインの策定等による取締りが強化されるべきである」との指摘などを行っている²⁸⁾。

（3）学説の見解

給与ファクタリングの法的性質については、東京地裁令和2年3月24日の二つの判決の評釈において、「金銭消費貸借契約および担保のための債権譲渡の組合せ」とする見解がある²⁹⁾。同見解は、同二判決が認定した当該給与ファクタリングの仕組みからは、「給与ファクタリングを金銭消費貸借として性質決定することも可能である」と考えている点で、東京地裁令和3年1月26日判決の解釈に近い面があるとも考えられる³⁰⁾。また、給与ファクタリングを金銭消費貸借と解することで、民法や利息制限法の適用があり、「ファクタリング取引が、より適正な方向に向かうことが期待される」ということを指摘する見解がある³¹⁾。

25) 金融庁・前掲注（6）「ファクタリングの利用に関する注意喚起」。

26) 金融庁・前掲注（6）「ファクタリングの利用に関する注意喚起」。

27) 2020年（令和2年）5月22日付で、日本弁護士連合会会長荒中「いわゆる『給与ファクタリング』と称するヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明」が發出された（<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/200522.html>）（2023年12月8日：最終閲覧）。

28) 2023年（令和5年）3月10日付で、日本司法書士会連合会会長小澤吉徳「給与ファクタリングを貸金業法等の違反とした最高裁判決を受けての会長声明」が發出された（https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/statement/55762/）（2023年12月8日：最終閲覧）。

29) 深川・前掲注（16）25頁。

30) 深川・前掲注（16）24頁。

31) 窪・前掲注（17）129頁。

他方で、給与ファクタリングではなく、事業者向けのファクタリングの事案を扱った東京地判令和2年9月18日金法2176号68頁の評釈においてであるが、「貸金業法・出資法が違反者に対して刑事罰を科すことからすれば、法的安定性や予測可能性の観点から、適用範囲は原則として文言の解釈により導き出すべきであろう」とし、適用範囲を拡張的に解釈することについて慎重な立場もある³²⁾。このことから、給与ファクタリングと事業者向けファクタリングとの関係をいかに考えるべきかの課題は残るものと思われる。

3.3 小 括

以上のように、裁判所や金融庁「回答書」では、給与ファクタリング取引が「貸付け」と同様の機能を有すると判断するに際し、①賃金の支払については労働基準法24条1項（賃金直接払の原則）が適用されるため、給与ファクタリング取引においては、譲受人（ファクタリング業者）は、譲渡人（労働者）の使用者（債務者）に対して直接の賃金債権の支払を求めることはできず、譲渡人を通じて当該債権に係る資金の回収を行わなければならない事情（ないし資金移転のシステム）を重視していることがわかる。そして、貸金業法および出資法上の「貸付け」に該当するといえるためには、最高裁令和5年2月20日決定をはじめとする裁判所が判示したように、②譲渡人が、使用者に対する債権譲渡通知を回避するため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかった事情もまた重視することも必要であると思われる。

ここで、①に関連して、譲渡制限特約が付された債権の譲渡との関係から、譲渡人を通じた資金の回収について、いかに考えるべきなのかが問題となることがあるため、これについては、次の4. で検討する。

4. 譲渡制限特約付債権の譲渡との比較

4.1 債権譲渡制限特約の意義と2017年改正民法

債権は、原則として、自由に譲り渡すことができ（民法466条1項本文）、「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下『譲渡制限の意思表示』という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。」（同条2項）。このような譲渡制限の意思表示は、通常、債権者と債務者との間でなされる合意である債権譲渡制限特約としてなされることが考えられる。

2017年の改正前民法466条2項では、当事者が反対の意思を表示した場合（当事者が債権の譲渡禁止の意思を表示した場合）には、原則として、債権の譲渡性が制限されていたが、2017年の改正民法（現行民法）466条2項により、当事者が債権の譲渡を禁止し、または制限する

32) 藤澤尚江「ファクタリングの債権譲渡担保付金銭消費貸借契約への該当性」私法判例リマークス65号（2022年〈下〉）民法7債権（2022年）32頁。

旨の意思表示をしたときであっても、原則として、債権譲渡は、その効力を妨げられないこととなった。このため、理論上は、譲渡制限特約付債権を、ファクタリング取引の対象とすることが可能となるが、実際上は、譲渡制限特約の違反は、その特約の内容によっては、譲渡人と債務者との間の契約違反を構成し、譲受人がコンプライアンスリスクを負う可能性があり、このようなリスクの存在によって、必ずしもその取組が進んでいないことなどが指摘されているところである³³⁾。

4.2 譲渡人からの資金移転と「貸付け」の該当性

現行民法466条3項により、譲渡制限の意思表示がされたことにつき、悪意または重過失の譲受人その他の第三者（譲受人のほか、例えば、当該債権につき、債権質の設定を受けた債権質権者等）に対しては、「債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる」ようになった。このため、同条項における悪意または重過失の譲受人は、債務者から債務の履行拒絶の抗弁等を主張される可能性があり、譲渡人に債権の回収を委託し、譲渡人を通じて債権回収を行う必要があるとして、譲渡人の信用リスクを織り込む必要性・可能性も生ずる³⁴⁾。そうすると、譲渡制限特約付の債権（例えば、譲渡制限特約付の売掛債権等）の譲渡の場合においても、給与ファクタリング取引のように、「債権の譲受人から譲渡人への金銭の交付」だけでなく、「債権の譲受人による譲渡人からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されている」といえるのかが問題となる。このような問題は、譲渡制限特約付債権の譲渡の場合においても、上記のシステム構築があれば、常に、「貸付け」の該当性があるといえるのかの問題に直結するのである。

債権に譲渡制限の意思表示がされた場合、このことにつき、悪意または重過失の譲受人が債務者の債務の履行拒絶等を回避するために、譲渡人を介して当該債権の回収を行うとすると、譲受人の請求の相手方が譲渡人となり、また、これにより譲受人が最終的に譲渡人の無資力の危険を負担する必要性が生ずることがあるかもしれない。そして、この点においては、給与ファクタリングの場合と類似する面があるといえるかもしれない。

しかし、このように類似する面があったとしても、返還合意と同様の機能がなければ、譲渡制限特約付債権の譲渡により譲渡人を通じた回収を行ったことは、それだけで直ちに、「貸付け」の該当性があると解するのは妥当ではないと思われる³⁵⁾。その理由として、①民法466条3項の制度趣旨は、「譲渡制限の意思表示をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。」という原則（民法466条2項）を維持しつつ、その例外として、譲渡制限特約

33) 佐野史明「ファクタリング取引の論点整理」金法2146号（2020年）42頁。

34) 佐野・前掲注（33）42頁。

35) 佐野・前掲注（33）43頁。

が債権者を固定することにより、「債務者の利益を保護する」点にあるのに対し、労働基準法24条1項（「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」）の制度趣旨は、「債権者である労働者の利益を保護する」点にあり、両者の制度趣旨が異なること、②譲渡制限特約が債権者を固定するという債務者の利益を考慮して締結されることから、「譲受人が悪意・重過失であっても、債務者は譲受人に対して債権譲渡を承諾することができる」³⁶⁾と考えられていること、③労働基準法24条1項のような法令の定めのない場合、基本的には、債務者は譲受人に任意に弁済できること、④譲渡制限特約付債権の譲渡においては、特に、譲渡制限の意思表示の存在について、悪意の譲受人は、債権に譲渡制限特約が付されているため、債務者の債務の履行拒絶や相殺の抗弁の主張などを受ける可能性があることを覚悟していることもあること、⑤下記4.3のとおり、民法466条4項の適用可能性（デッドロック状態の解消）があることなどが挙げられる³⁷⁾。

4.3 デッドロック状態の解消

民法466条4項の制度趣旨は、「譲渡制限特約付債権が悪意・重過失の譲受人に譲渡された場合に、『債権者』である譲受人が債務者に対して履行請求をしても履行拒絶がされ、他方、債務者が債権者に対して履行をしない場合に、これによる閉塞状況（デッドロック状態）を解消する」ことにあると解されている³⁸⁾。このような制度趣旨から、民法466条4項により、債務者が債務を履行しない場合において、このような悪意または重過失の譲受人には、債務者に対し、「相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告」をすること（催告権の行使）が認められ、このような催告がなされたが、その期間内に債務者による履行がないときは、その債務者は特約悪意の抗弁権を失うこととなり³⁹⁾（同条3項に定められた、特約の効力を対抗できなくなる）、譲受人は債務者に直接履行請求できることとなるのである⁴⁰⁾。

4.4 小 括

以上のように、譲渡制限特約付債権の譲渡の場合と、給与ファクタリングの場合とにおいて、

36) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017年）149頁。ここでの承諾は、「譲渡制限特約の抗弁を放棄する旨の意思表示としての意味を有するものである」とされている。

37) 民法466条関係の改正の審議過程の詳細については、法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（8）」民法（債権関係）部会資料74A 第83回会議（平成26年2月4日開催）1-7頁。

38) 潮見・前掲注（36）149頁。

39) 奥田昌道・佐々木茂美『新版 債権総論 下巻』（判例タイムズ社、2022年）819頁、赫高規「128 譲渡制限特約違反の債権譲受人による履行請求」潮見佳男ほか編著『Before/After 民法改正〔第2版〕2017年債権法改正』（弘文堂、2021年）257頁ほか。

40) 内田貴『民法Ⅲ〔第4版〕債権総論・担保物権』（東京大学出版会、2020年）247頁。

前者の場合に適用される民法466条3項の制度趣旨と後者の場合に適用される労働基準法24条1項の制度趣旨が異なっていること、前者の場合は、債務者の譲受人に対する債権譲渡の承諾や弁済が認められることがあること、また、前者の場合は、デッドロック状態を解消する民法466条4項の規定があるのに対して、後者の場合は、そのような規定がないことなどの差異がある。

これらのことから、譲渡制限特約付債権の譲渡の場合において、「債権の譲受人から譲渡人への金銭の交付」だけでなく、「債権の譲受人による譲渡人からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されている」ような面があったとしても、返還合意と同様の機能がなければ、当該債権譲渡に「貸付け」の該当性があることを直ちに認めることは妥当ではないと考える。

5. 総合的な検討

5.1 給与ファクタリングに係る契約の法的性質と「貸付け」該当性

冒頭で述べたように、一般に、給与ファクタリングとは、給与ファクタリング業者が、労働者が自己の使用者（債務者である勤務先等）に対して有する賃金債権（給与債権）を、給与支払期日より前に、その額面額より低い額で買い取り、一定の手数料を徴収し、その金銭を当該労働者に交付し、その後当該労働者を通じて当該債権に係る資金の回収を行うものである。

このような給与ファクタリングに係る契約の法的性質や「貸付け」の該当性の有無を判断するに当たり、以下では、（1）金銭の交付、（2）返還合意ないしこれと同様の機能の存在（譲渡人を通じた資金回収の仕組み）、（3）債権回収リスク負担の所在（譲受人の債権回収リスク）、（4）債権譲渡通知の留保の事情、（5）債権額面額と譲渡代金額の差、（6）当事者の取引の目的と意図、といった要素が、この場合の判断要素になり得るのか、あるいは、なり得る場合、どの程度重要なのかについて検討する。

（1）金銭の交付

3.1で述べたように、売買の場合は、契約成立により、売主が買主に財産権を移転するのに対し、買主は、その代金を支払う（民法555条）。これに対し、要物契約としての金銭消費貸借の場合は、契約成立には、返還合意と金銭を受け取ることが必要であり（民法587条）、書面とする金銭消費貸借の場合は、書面による合意で契約は成立するが、借入金返還義務は現実に借入金を受け取った時に生ずる（民法587条の2）。なお、消費貸借については、「貸主から借主に金銭が現実に交付される必要はなく、金銭の交付が当事者間にあったと経済的に等しい状況が実現されればよい」と考えられている⁴¹⁾。

（2）返還合意ないしこれと同様の機能の存在（譲渡人を通じた資金回収の仕組み）

1) 賃金債権の買戻しまたは支払の合意の有無

41) 平野裕之『コア・テキスト民法V契約法〔第2版〕』（新世社、2018年）163頁。判例では、大判昭和8年9月15日民集12巻2347頁ほか。

売買（民法555条）の場合、通常、契約の成立にともない、売主が目的物を買主に移転すれば、売主は、それ以上、同条の義務を負わない。その一方で、金銭消費貸借（民法587条）の場合、契約成立後、将来のある時点で、借主が貸主に対して金銭を返済するまでは、その借主の借入金返還義務は残る。このことから、金銭消費貸借といえるためには、金銭の受け取りのほかには、契約成立後の金銭の返還を約していることが必要である。このため、給与ファクタリングに係る契約において、返還合意やそれによる返還義務（支払義務）ないしこれと同様の機能が存在しているのかという点をも考慮する必要がある。

この際に、譲渡人と譲受人との間における買戻しや支払合意のような存在の有無を考慮する必要がある。そして、3.1で検討したように、最高裁昭和43年3月12日判決の判断は、給与ファクタリング取引にも射程が及ぶものと考えられる。このため、取引の対象が賃金債権である給与ファクタリング取引の場合においても、労働基準法24条1項（賃金直接払の原則）の適用があると考えられ、使用者（債務者）は労働者（譲渡人）に直接賃金を支払わなければならない。このことから、給与ファクタリング取引の場合、譲受人は常に譲渡人の使用者からの直接の支払対象にはならず、譲受人が支払を受けるためには、譲渡人に対して支払を求めることができるようにしておく必要が生ずる。このような実情から、買戻しや支払合意のような存在が重要となるのである。例えば、譲渡人が買戻権を行使する場合、譲渡人が買戻しをする債権の額面額を譲受人に支払う義務を負うならば、このような支払義務が実質的には返還義務を意味するものと思われる。

2) 譲渡人を通じた資金の回収を含めた資金移転のシステムと返還義務

3.2でみたように、金融庁は、金融庁「回答書」において、「貸付け」を「金銭の交付と返還の約束が行われているもの」と解し、「賃金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステム」が構築されているようなスキームは、経済的にこのような貸付けと同様の機能を有し、貸金業法2条1項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当し、当該スキームを業として行うものは、同項の「貸金業」に該当することを明らかにしている。このように、給与ファクタリング取引においては、労働者（譲渡人）を通じて資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているか否かが、貸付けの有無の重要な判断要素となると思われる。

もっとも、「譲渡人を通じた資金の回収を含めた資金移転のシステム」があっても、常に、返還合意の存在を意味するとは限らないため、直ちに、経済的に貸付けと同様の機能を有するようになるわけではないと思われる⁴²⁾。例えば、4.において検討したように、譲渡制限特約付の債権（例えば、譲渡制限特約付の売掛債権等）の譲渡の場合は、譲渡制限の意思表示がされたことについて、悪意または重過失の譲受人に対しては、債務者は、その債務の履行を拒む

42) 藤澤・前掲注(32)32頁においては、「譲渡人を通じた回収が、直ちに譲渡人の『返す義務』を意味するとは思われない」との指摘がある。

ことができる（民法466条3項）ことなどから、譲受人は譲渡人を通じて債権を回収する必要性が生じることがある。しかし、民法466条3項の制度趣旨と労働基準法24条1項の制度趣旨は異なるものであり、また、このような譲渡制限特約付債権の譲渡の場合は、例外的に、デッドロック状態を解消するために譲受人の債務者に対する履行請求が認められることがあり得ることから（民法466条4項）、譲受人が、譲渡人を通じて資金を回収し、資金を移転しているとしても、直ちに、経済的な貸付けと同様の機能を有するとは限らないと思われる。

ここで重要なのは、譲渡人を通じた資金の回収を含めた資金移転のシステムが、返還合意と同様の機能を有するかどうかであると思われる。

3) 譲渡人が貸金債権の弁済を受けた場合

譲渡人が貸金債権の弁済を既に受けた場合に買戻しとの関係が問題となる。この問題については、2.で考察したように、東京地裁令和2年3月24日判決が、本件Y（労働者）が譲渡に係る給与の支払を受けた場合、譲渡債権は弁済によって消滅しているから、買戻しの対象となる債権は存在せず、「単に、Yが給与の支払を受けた場合には、額面額をXに支払うことを約していたということにほかならない」としたのに対し、東京地裁令和3年1月26日判決は、X（債権の買取り業者）を利用して給与債権を現金化したY（労働者）が、債権譲渡通知期限前の給与債権の買戻しを事実上強制される立場に置かれているとし、「通知期限前に労働者が給与債権の弁済を受けていた場合、法的には弁済により既に消滅した譲渡に係る給与債権を買い戻す余地は消失している」としつつも、給与債権の額面相当額の実上の支払強制を重視し、「経済的にはこうした場面も譲渡に係る給与債権の買戻しと同視して差し支えない」とし、買戻しの意義を拡大した。つまり、給与ファクタリングに係る契約の法的性質や「貸付け」の該当性を判断する際に、東京地裁令和2年3月24日判決は、買戻しの性質を検討しつつ支払合意を重視し、また、東京地裁令和3年1月26日判決は、譲渡人が買戻しを行わざるを得ない立場にあったことを重視しているといえる。

一方で、東京地裁令和2年3月24日判決が説示するように、契約書類に買戻義務をうたったり、金融業者側が買戻義務を正面から認めたりすれば、返還合意（返還約束）の存在を肯定することとなり、給与ファクタリングの実体が金銭消費貸借契約である可能性が高まるであろう。もっとも、同判決が説示するように、買戻義務に関する明確な定めがなくとも、例えば、債権譲渡に係る使用者への通知を保留する期限を給与支給日の午前中とすることなどにより、譲渡人に支払義務や支払期限を示しているといえるのなら、これは、譲渡人が譲渡債権の額面額を支払う合意と解することができると考えられる。このような当事者の支払合意についての解釈により、給与ファクタリング取引において、上記のような場合においても、返還合意があるものと解することができる。そうすれば、買戻しの概念を拡張するよりは、労働者が譲渡に係る給与の支払を受ける前後にかかわらず、個別具体的に検討し、支払強制のような実態があればそれで返還合意による返還義務があるという解釈を導き出すことができるのではな

いだらうか。

(3) 債権回収リスク負担の所在（譲受人の債権回収リスク）

債権譲渡（売買）の場合、譲受人が債務者の無資力リスクを負担することがあるのに対し、二者間契約の金銭消費貸借の場合、貸主が借主の無資力リスクを負担することがある。そして、譲受人が譲渡債権について債務者の無資力リスクを負い、譲渡人に対する償還請求権を有するものではなく、債権の買戻しなども予定していないことは消費貸借契約の法的性質を否定する方向性となる要素となろう。他方で、償還請求権のある取引のように、回収不能が判明したような場合に、譲渡人がその支払を求められるならば、実質的には、金銭消費貸借契約の法的性質に接近することになるであろう。

これに対し、給与ファクタリングの場合、譲受人が最終的に無資力の危険を負担するのは、債務者である使用者というよりは、賃金債権の譲渡人である労働者となると思われる。何故なら、労働基準法24条1項の適用により、譲受人は賃金債権の債務者である使用者から直接支払を受けることができないこと、また、万が一債務者の破綻等により、債務者（使用者）から譲渡人に対して賃金債権の支払が滞った場合、そもそも資金需要のある当該労働者からの回収も事実上見込めなくなるからである。このことは東京地裁令和3年1月26日判決が説示するように、まさしく金銭消費貸借取引に符合する特質でもあると思われる。また、東京地裁令和2年3月24日判決の判示からも明らかなように、給与ファクタリングの場合、債務者の支払不能リスクが譲受人の負担の下で顕在化することは稀であり⁴³⁾、その不払の危険は被用者である債権の譲渡人の破綻と比べて極めて小さいといえるのである。

(4) 債権譲渡通知の留保の事情

債権譲渡の場合、債務者に対して通知をせずに、債務者対抗要件の具備を留保するサイレント方式のみならず、債務者への通知等を行うことにより債務者対抗要件を具備し、債務者が譲受人に債務の弁済をすることによって譲受人が満足を得るノンサイレント方式が存在する⁴⁴⁾。

最高裁令和5年2月20日決定をはじめ、これまでの事例を見れば、給与ファクタリング取引において、対抗要件具備が猶予されるのは労働者が使用者に賃金債権の譲渡を知られないためであることが多い。もっとも、対抗要件具備が猶予されることをもって債権の真正売買性が一切否定されるというわけではないし、債権譲渡契約の有効性を左右するものではない。考慮すべきなのは、債権譲渡通知の留保のために譲渡人（労働者）が譲受人から譲渡債権を買い

43) 東京地裁平成2年3月24日判決では、本件事案において、給与債権は破産手続においても財団債権ないし優先的破産債権とされて厚く保護されていること、Xが給与債権を譲り受ける際に、前月まで直近3か月の給与が遅滞なく支払われていることを確認した上で、翌月の給与債権を譲り受けることになるから、その間に債務者（使用者）が破綻等する危険はかなり低いことが指摘されている。また、判時2470号（2021年）48頁のコメント欄においてもこの点が指摘されている。

44) 詳細は、佐野・前掲注（33）36-37頁。

戻さざるを得なかった事情であると思われる。

(5) 債権額面額と譲渡代金額の差

譲渡債権の買戻代金として支払うこととなる債権額面額と譲渡代金額（譲渡債権の買取額）との差が大きい場合、実質的には、金銭消費貸借となる可能性が大きくなるものと思われる。もっとも、債権額面額と譲渡代金額の差については、給与ファクタリング取引の法的性質の判断要素のみならず、私法上の契約の有効性の判断要素にもなるであろう。例えば、東京地裁令和3年1月26日の判断のように、当該給与ファクタリング取引において、上記の両者の差額を貸付金の利息とみてこれを年利率に換算し、貸金業法および出資法上の規制の適用対象となるという考え方、つまり、本件契約が、貸金業法上の「貸金業」の一環として行われた「貸付け」であるとし、これを金銭消費貸借取引に置き換えて、本件給与ファクタリングに係る契約の有効性について判断することは可能となると思われる。このような方法により、利息の計算が可能となり、貸金業法42条1項の適用により、契約自体が無効となることもあり得る。さらに、その合意自体が強度の違法性を帯び、公序良俗（民法90条）違反となれば、契約は無効となり、譲受人が、そのような金銭消費貸借契約として利息を含む貸付金の支払を求めることは当然許されず、仮に、譲受人が譲渡人に対して交付した貸付金元本を不当利得として返還請求する場合であっても、その交付は不法原因給付（民法708条本文）となるが故に、譲受人の不当利得返還請求権の行使も許されないということとなる。

(6) 当事者の取引の目的と意図

当事者にとっては、どのような経済的ないし意図によって給与ファクタリング取引が行われたのかについて、また、給与ファクタリング取引の原因関係はいかなるものかについて、考慮する必要がある。これらの判断要素を下に、当事者の意図や取引実態等に照らして個別具体的に検討し、総合的、実質的に判断すべきであると思われる。

5.2 結 論

以上のように、給与ファクタリングは、労働者が賃金債権を担保に資金を調達しているといえ、上記判断要素を考慮の上、形式的には債権譲渡（売買）であっても、その法的性質は、実質的には賃金債権を担保とした金銭消費貸借契約であるという方向性を提示することができる。給与ファクタリング取引においては、債務者（使用者）が譲渡人（労働者）に賃金を直接支払わなければならない法的根拠（労働基準法24条1項〔賃金直接払の原則〕）の存在により、譲受人が譲渡人を通じて債権を回収しなければならないという特殊性がある。このような事情の下、「貸付け」の該当性の有無を判断するに当たり、上記（1）から（6）の要素のうち、特に重要なのは、（1）金銭の交付と（2）返還合意ないしこれと同様の機能の存在であると思われる。つまり、賃金債権を事実上の担保とした金銭の交付が、経済的機能として、労働者に対する賃金債権の譲渡代金の交付と、当該労働者からの資金の回収とが不可分一体となった資

金移転の仕組みが構築されたもので、返還合意と同様の機能のある金銭の交付と捉えられる場合、このような金銭の交付は、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」（貸金業法2条1項および出資法7条）として、「金銭の貸付け」に該当する可能性がある。

給与ファクタリングに係る契約の法的性質が何なのか、あるいは、金銭の交付が「貸付け」に該当するか否かを見極めるには、その内容を個別具体的に見ていく必要があり、経済的側面や実質面に照らしてこれらを判断する必要があるものと解される。さらには、労働者が給与ファクタリング業者に支払うことになっている額（債権額面額）と譲渡代金額等の差額を貸付金の利息とみてこれを年利計算して契約の有効性を判断することも可能となろう。

6. むすびと残された課題

残された課題としては、給与ファクタリングの問題を契機に、給料日前に資金を必要とする消費者・労働者の保護をどうするかという課題である⁴⁵⁾。労働者が貸金債権を他に譲渡した場合に譲渡自体を直ちに無効と解すべき根拠はない⁴⁶⁾。しかし、特に、給与ファクタリングに係る契約が違法な金利を前提としていることから無効となる場合、いかに適法かつ消費者・労働者に苛酷とならない形で資金調達代替手段を確保していくのかという点が問題となるであろう⁴⁷⁾。

さらには、近年の労働者の賃金のデジタル払いの解禁の影響をどうするかという課題も存在する。このような課題の背景として、我が国において、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、使用者が、労働者の同意を得た場合に、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができるようになったことが挙げられる⁴⁸⁾。

これらの課題については、今後の課題とし、別稿にて他の諸国の動向や諸政策等についても考察しつつ詳細を論ずることとし、ひとまず本稿を閉じることとする。

45) 非常時払については、労働基準法25条の規定がある。

46) 法律上の譲渡制限があるものとして、例えば、①扶養請求権（民法881条）、②恩給受給権（恩給法11条1項）、③補償を受ける権利（労働基準法83条2項、国家公務員災害補償法7条2項）、④保険給付を受ける権利（健康保険法61条）などがある。

47) 法制審議会民法（債権関係）部会において、「債権譲渡による資金調達は、譲渡の対象となる債権の資産価値（債務者の信用力）を利用して資金調達をするものである」ということが指摘されている（部会資料・前掲注（37）3頁）。

48) 詳細は、厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyou/03_00028.html）（2023年12月8日：最終閲覧）。